

事務局	<p style="text-align: center;">午後 1 時30分開会</p> <p>皆さん、こんにちは。ご案内をいたしました時間となりました。本日は、合併協議会にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます計画グループの鶴水と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>会議に先立ちまして皆様をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また傍聴の皆様は傍聴規程に基づき、静かに傍聴くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、前回の協議会で福本委員より依頼のございました非常勤特別職の業務内容及び人数をお示しました一覧表を本日、委員の皆様へ配付させていただきますので、ご確認ください。</p> <p>まず、本日の会議につきましては、22名の委員の皆様がご出席でございます。したがって、小林市・野尻町合併協議会規約第10条の規定によりまして、会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立しておりますことを前もってご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、最初に、本協議会の会長であります堀小林市長にごあいさつをお願いいたします。</p>
会長	<p>ごあいさつを申し上げますが、遅くなりましたけれども、新年のごあいさつを申し上げたいと思うんです。といいますのは、前は11月の26日でありましたので、それからもう二月余り経っておるわけですが、この会議は今年に入りまして初めてであります。</p> <p>したがって、新年のごあいさつを申し上げたいと思うんですが、明けましておめでとうでございます。皆様方には、輝かしい新年をお迎えになられたこととお慶びを申し上げます。</p> <p>それでは、第9回の合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>3月の23日の合併まで、残すところあと54日となりまして、いよいよ新市の誕生も目前に迫ってまいりました。昨年の12月14日に新市誕生をPRするために、両市町の庁舎玄関ロビーにカウントダウンボードを設置いたしまして、また、公共施設には横断幕、懸垂幕等を掲示をして、住民に対する合併の周知と機運の醸成に努めてきたところであります。</p> <p>さて、この協議会も本日を含めまして、あと残すところ2回でございます。両市町では、合併協定項目の調整方針に基づく合併準備作業も大詰めを迎えておりまして、新市の体制づくりに向けて準備を進めておるところであります。皆様にご協議いただきました基本方針をもとに鋭意取り組んでおるところでありますので、最後まで皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は事務事業の調整が済んだ協定項目の中から、住民生活に密接に関係のある報告事項5件をお願いすることになっております。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、最後まで熱心なご協議をいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それでは、議事に入る前に議長選出となっておりますが、協議会規約第10条によりまして会長が会議の議長となると定められておりますので、これから会長の方で議事進行について、よろしくお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。</p>
会長	<p>それでは、規約の定めるところによりまして、しばらくの間、私が議事を進めさせていただきます。ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、協議会会議運営規程に基づきまして、今回は小林市の小野信雄委員と野尻町の長瀬道大副会長に会議録の署名をお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>協議に先立ちましてお諮りいたしますが、会議の傍聴につきましては、傍聴規程では、本協議会は原則公開とするということになっておりますので、それにつきましてご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、ご異議もありませんので、本日は公開ということにさせていただきます。</p> <p>それでは、早速協議に入らせていただきますが、まず報告事項の報告第64号第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、事務局より報告を願います。事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料ページの2ページをお開きください。報告第64号第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、別紙のとおり報告する。</p> <p>この別紙と申しますのが3ページから5ページに記載されておりますけども、まず3ページでございます。先ほど会長のほうでも触れましたけども、12月14日に新市誕生カウントボード除幕式ということで、小林市・野尻両市町の玄関ロビーにカウントダウンボードを設置いたしております。本来なら100日という切りのいい数字で始めたかったんですけども、13日が日曜日ということで、14日の月曜日、99日からカウントダウンを始めております。都合10回、会合等を持ったことをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、4ページです。合併準備プロジェクト開催状況ということでございますが、5回のプロジェクト会合を持っております。</p> <p>引き続きまして、5ページをお開きください。専門部会・分科会の開催状況でございますけども、8回の専門部会もしくは分科会を開催していることをご報告申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>報告第64号につきましてはただいま説明をいたしましたとおりであります。何かご意見、ご質疑があればお出してください。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご質疑もないようですので、報告第64号第8回小林市・野尻町合併協議会以降の経過につきましては、これを承認されたということで取り扱わせていただきます。</p> <p>それでは次に、報告第65号でありますけれども、地域自治体の取扱いについて、組織機構グループの説明をお願いします。</p>
<p>組織機構グループ(上谷総務課長)</p>	<p>それでは、6ページからということで、私のほうで説明させていただきます。座って説明します。</p> <p>地域自治体の取扱いということで、特に野尻町の皆様には関心があられることかなというふうに考えているところです。早速まいりたいと思います。野尻町の自治体の取扱いにつきましては、合併協定書等で既に確認されていることでございます。これをおさらいする格好になるかと思っておりますけども、よろしく願いいたします。</p> <p>開いていただきまして、7ページ、8ページ、ここに自治体を設置するというものの必要性、目的等、あるいは地域自治体の区長の職務というようなことを書いてあるところでございます。何といたっても1番目になりますけども、編入される野尻町住民の不安を解消して、一定期間、地域自治体を設置するというものでございまして、この地域自治体には活動するための事務所を有していると、そして、産業振興や地域振興等の役割を担っていただくというような形になってくるかと思っております。</p> <p>8ページをご覧いただきたいと思っております。ここにありますように、3、新市の野尻町区に区長を設置することとした理由ということで見えていきますと、またというところがあると思っております。下から5行目ですけども、また、地域自治体には</p>

地域協議会が設置されて、下のほうの2行になりますけれども、2行のほうの終わりから、一定期間に限り事務所の長に代えて、特別職の区長を置きますよということでございます。

続きまして、9ページから、地域自治区に関する設置要件及び具体的な項目別の整理事項ということの1番目でございます。1番目の中の設置要件とありますけれども、その中の 番ということで、ここに法的根拠なんかも書いてありますけれども、期間としては、合併の日から平成28年3月31日までの約6年間ということでございます。そうしたら、具体的にどのようなことなのかなということ、以下、数字が项目的には2番、具体的な項目別の整理事項、そして、次の1番ということで、野尻町区の事務所の所掌事務というようなことからずっと書いてあるところでございます。いきますけれども、野尻町区の事務所の所掌事務ということで、野尻町区の事務所が所掌する事務は総合支所業務全般と地域協議会の事務に係るものということで、下のほうにありますように 番から 番のようなことが具体的になってくるのかなということでございます。

10ページをご覧いただきたいと思います。野尻町区長がどのような位置付けになっているのかということがここに書いてあるわけですが、その中の1番からありますが、2番の身分ということで、常勤の特別職でやっていただくと、そして、3番目、設置期間と、野尻町区長については、合併の日から2年間ということで、3年目以降は、支所長を置きますよということ、市長の補助機関である職員をもって充てるということです。

続きまして、5番の給与等ということで、この中にありますけれども、ここについては須木区長と同額の56万3,000円ということをお願いしたいと考えているところです。そして、5番、給与等の一番最後に書いてありますけれども、野尻町区長に常勤の特別職としての期末手当、退職手当、旅費も別に支給しますよということ、

そうしたら、具体的にどのような権限があるのかというのが6番ということでございます。ここにつきまして、特に財務関係ですけども、これに関しては副市長と同程度と、その他については部局長と同程度の専決権を有して、野尻町区内に係るものに限るということで、ここは後ほどまた説明申し上げたいと思います。それと、6番の権限等の ということ、野尻町区長選任後における野尻町区長の専決権の代決については、野尻庁舎の地域振興課長をお願いするという

ことです。そうしたら、野尻町区長までの具体的な選任手続はどうするのかというのが7番目でございますが、この中の 、 とあるんですけども、 のところを見ますと、合併の日野尻町区長を選任すると、市長のほうを選任するとなつてますので、それに向けていろいろと取り組んでまいらなくてはなりません。そこで、その取り組みとしては にあるように、市長のほう野尻町長さんのほうに依頼いたしまして、合併日以前に野尻町区内の組織・団体の代表者を招集していただいて、そのあたり意見を町長さんのほうに聞いていただくというような形で取り組んでいきたいというように考えてるところでございます。

それと、3番目のところにありますけれども、施策決定への参画というのが真ん中から下のほうにあると思います、大きな見出しとして。野尻町区長がこういう施策の決定に参画していくのだけでも、その中でもここにあるように庁議というのがございます。これは、部局長と首長をはじめとする特別職等で構成された会議ですけども、そちらのほうに区長さんのほうは参画していただくということ、

続きまして、11ページから12ページのほうを説明したいと思いますけれども、11ページのほうの真ん中から下のほうになりますけれども、当然野尻町内のトップということになってまいりますので、区長さんについてはこうやって、野尻庁舎における予算要求の調整等の総括になっていただくというものでござ

ざいます。

あと12ページのほうに、先ほど言った区長さんの専決とか、野尻町区内の課長における専決なんかも書いてあるところでございます。このところは後ほど説明したいと思えます。一番最後になりますけど、12ページの議会関係というのがございますが、野尻町区長は、議会の本会議へ参与として当然出席していただくということでございます。

今までが地域自治区内における区長さん関係であったんですけども、あと13ページからの後については具体的に地域協議会というのでも置かれますので、そのあたりのことについてご説明申し上げたいと思えます。

その前に1点ほどですけども、項目として13ページに1、2、3、4、全部で4つに分けてあるんですけども、その中の3番目ですけども、先ほど区長さんのところで説明すればよかったんですけども、野尻町区長と市長部局以外との関係ということで、野尻町区長さんについては、市長部局の指揮系統下に入るために、教育委員会とか、農業委員会部局については、直接的な決裁権は有してないということでございます。

それでは、先ほど言いました地域協議会ということでご説明申し上げたいと思えます。

この地域協議会というのでも確認されていることですけども、1番目として、委員数は15人以内と、そして、任期については2年と、そして、3番目のどうやってその委員を選任するかということでございますけども、何といたっても野尻町区内に住所を有する者という、その方々の中からからの人たちにそれぞれお願いしようかなということでございます。ということで、各種団体等からの推薦をいただく人が6人以内と、そして、学識経験を有してる方が6人以内と、あと公募が3人以内というようなことでございます。具体的にはどのようにして委員を選ぶかというのが4番目に書いてあって、その中の、 ということでございます。

まず、合併までに両市町の首長の協議によって、団体あるいは学識経験を有する人については選出しようと、そして、3番目の公募による方については、新市において速やかに首長のほうでやると、そして、公募の方と団体、そして、学識経験、その方々についてを新市後において市長のほうを選任するというところでございます。

そして、14ページでございますけども、地域協議会が具体的にどのような権限があるのかなというのが、この14ページの5番、権限等というところに書いてあるところでございます。

ここに大きく2つほど権限としてございます。

1番目が、市長その他市の機関により諮問されたもの、市の施策に関する重要事項で野尻町区内のこと等について審議し、意見を具申することができるということで、具体的にはここにあるように、から のことについては審議して意見の具申ができるということでございます。

それと、2点目が、市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項等で野尻町区に係るものを決定し、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないということで、具体的には から のことについては一応意見を聴くというようなことでございます。

そして、最後になりますけども、野尻町区のあり方というのが14ページの一番最後に書いてあります。ここにつきましては、2行目にありますけども、一定期間を経過した後に評価して、3行目にありますが、地域自治区の設置の是非について、再度検討すると、そして、今後は、本庁総務部の総合政策課と野尻庁舎地域振興課を中心に、野尻町区のあり方について随時見直しを行っていくというようなことでございます。

次の15ページから後につきましては、事務の決裁の具体的な専決というよう

なことで、それぞれ課長の責任、部長の責任、副市長、区長の責任においてこうやって決裁をやってもらいますよというのが書いてあるところでございます。これが15ページから書いてあるところなんですけども、その中で、特に24ページをご覧くださいと思います。

23ページから後が予算ということで、財務に関する専決事項とあるんですけども、この中の先ほど言った24ページなんですけど、この中に委託料というのが左端のほうにあると思います、真ん中ぐらいに。この委託料の建設事業に関するところ、その他のものと、ここのところと一番下の工事請負費、ここの部分については、工事請負費は2,000万円未満ということで、副市長と同じの権限を区長さんのほうにお願いしているところでございます。この部分だけが副市長と区長とが同じと、あとについては、区長さんについては部長と部局長と同じ決裁権を有するというような形になってまいります。

それで、具体的にこれがどのような流れになっていくのかなという中で、31ページをご覧くださいと思います。31ページからが、特に工事関係の委託料、それと工事請負費、それと修繕料関係の流れを書いてあるところでございますが、その中で31ページから40ページまで、今申しました委託料、工事請負費、修繕関係は、これの特に入札を行って取り組む部分です。あとの41ページから後については、同じ費目なんですけども、随意契約の場合はこうやって流れていきますよということで、その流れを書いてあるところでございます。

1つ、ご説明申し上げたいと思うんですが、37ページをちょっと見ていただけますか、37ページ、これは工事請負費です。同じような流れになってますので、工事請負費の野尻町地区の部分の流れということで、これを例にとりてご説明申し上げたいと思うんですが、一番左のほうが専決区分、そして、執行伺い、業者選定、入札というふうになっていると思います。そして、一番端っこのほうに工事検査とか、支出命令とあるんですが、まずここの左の端のほうを見ていただきますと、専決区分ということで、金額によってそれぞれ権限を与えますということで、課長さんについては130万円未満については課長権限でお願いすると、それを超えて2,000万円までは区長さんのほうに権限を持たせますよと、ただし、その右のほうを見ていただくと、予算を執行するときに区長さんのところの1,000万円未満、1,000万円未満では区長さんに権限があるんですけども、区長さんが決定した後、本庁のほうの管財課長だけには合議をしてくださいと、これが2,000万円になっていきますと、区長さんのほうに当然決定はしていただきますけども、本庁の管財課長と財務部長までは一応合議だけをお願いしますよと、このようになっております。あと業者選定というところが、これはすべて管財課というところが窓口になりまして、お二人の自治区長さんにも入っていただいて、指名審査会という中で業者等も決めていくということになってまいります。

それと、右のほうを見ていただきますと、入札というのがございます。入札も130万円未満は課長のほうにお願いすると、でも、130万を超えて2,000万円未満については、本庁の管財課、財務部長のほうで入札を行うと、しかも入札価格の決定等もすべて今度は課長もしくは部長のところで行っていくという形でやっていきたいというふうに考えてるところでございます。これはこのような流れというのがほとんどほかの費目についても同じということでご理解いただきたいと思います。

ただ、41ページから後は、41ページですか、先ほど言った随意契約になるというようなことを申し上げたんですけども、例えば、40ページを見ていただけますか、40ページということでしたんですけども、先ほどは工事請負費で説明いたしましたけど、これは野尻町地の修繕料ということで、これを説明したいと思うんですが、これも金額によって当然課長さん、区長さんのほうに権限を持

<p>会長</p> <p>溝口委員</p> <p>組織機構グループ(上谷総務課長)</p>	<p>たせてあるんですけど、左から3番目の業者選定というところがあると思います。先ほどは指名審査会ということでやっていきますよと言ったんですけども、今度は随意契約になりますと、業者選定については、すみません。今のは同じところでした。申し訳ございません。</p> <p>すみません。43ページを見ていただけますか、ちょっと私が勘違いしておりました。43ページです。これ41ページから随意契約となっていますけども、ここが43ページ、野尻町地区の委託料関係、工事関係の委託料ということで、これが随意関係はどうやって流れていくのかということでございます。ここにありますように、専決、執行伺い、業者選定ということであるんですが、この中の左から3番目の業者選定、この部分が、先ほど言ったように入札の場合は指名審査会ということだったんですけども、随意契約になったときは、金額によって主管課、あるいは本庁の管財課、あるいは財務部長、そのあたりのほうでやっていって、それでもやっぱり最終的には野尻町の課長さんのほうに合議を回していくというような形でやっていきたいということでございます。入札と随意契約とは、この業者選定のところだけが違います。あとは同じ流れということでご理解いただきたいというふうに思います。</p> <p>ちょっと説明が長くなりましたけども、以上で終わらせていただきたいと思えます。</p> <p>はい、ありがとうございました。報告第65号について今説明をいたしました。何かご意見、ご質問があったらお出してください。溝口さん。</p> <p>10ページです。野尻町区長の位置付けのところ、3、設置期間、合併の日から2年間に限る。3年目以降は、支所長を置き、市長の補助機関である職員をもって充てる。任期は、2年、これはわかりますが、次は、その後については支所長を置くというふうになっておるようです。私がお尋ねしたいのは、この2年後における支所長の権限と申しますか、もちろん部長級であると思うんですが、例えば、予算の流用とか、予算要求とか、予算執行、専決とか、その方面の仕事についての位置付けと申しますか、支所長の、それと須木支所との整合性と申しますか、須木の場合はどうなのか、区長、2年後においては野尻は支所長なんです、その辺のことについてちょっと詳しく説明をしていただけますか。</p> <p>では、お答えいたします。</p> <p>今、この一応協議会は野尻町と小林市ということで、まずそちらのほうから説明させていただきたいんですけども、確かに2年過ぎたら特別職がなくなって支所長ということで、市長の補助機関である職員となっておりますので、一般職ということになってくるだろうと思います。おっしゃるような想定としては、そうやって、支所長というのは、部長級になってくるのかなというようなことは予想はされません。</p> <p>ですので、こうなりますと、この支所長が今の組織でいけばどこに来るのかということになれば、先ほど言ったようなことになるかと思えますので、そうなれば、今のここにありません部長のところの決裁、専決に沿った対応ということになってくるだろうと思います。</p> <p>ただ、場合によっては条例とか、あるいは規則を改正しなくてはならない場合も出てくるかもしれませんが、この中でおおむねは対応できるんじゃないかなうかとは考えております。</p> <p>それと、先ほど言った旧須木村との問題、これについては確かにおっしゃるように、特別職である自治区長の設置期間というのが旧須木、この場合については任期の期限等も云々というのはありませんので、今後議論がなされていくのかなということは考えております。そのこと、旧須木村のところについて、この場でどうなっていくというのはまだ言えませんので、今後合併した後にこういう問題があると、また合併協議会の中でも意見が出たというようなことやら考えて議論していくということになっていくだろうと考えております。</p>
---	--

溝口委員	<p>だから、支所長の位置付けと申しますか、権限と申しますか、そこまで明確にする必要はないんですか、私はそこでぴしゃっと明確にしとく必要があるんじゃないかなと、須木支所との整合性までやとく必要はないんですか、それはどうなんですか。</p>
組織機構グループ(上谷総務課長)	<p>先ほども言いましたように支所長というのは、恐らく今の組織で言うならば3課、自治区に3つの課が置かれますので、そこを取りまとめる一般職の長ということになるでしょうから、言うように部長職というようなことで対応していくことになるだろうと思いますので、今この中に部長の専決権とかございますので、この中に言ったように部局長、そして、支所長というような新たに文言の挿入等が来る可能性が十分あるということです。ですから、これで部局長のところ</p>
溝口委員	<p>に支所長が来るんだというふうに理解していただければ結構だと思います。</p>
会長	<p>それと、今ここで旧須木村との問題を云々というのはちょっと厳しいんじゃないかと思しますので、これは今後の問題としてご理解いただきたいと思ひます。</p>
大浦委員	<p>はい、了解。</p>
溝口委員	<p>ほかにありませんか。大浦さん。</p>
会長	<p>それでは、提案の項目が非常に長くて大変なんですけど、小林において勉強会</p>
大浦委員	<p>がございましてから、それを踏まえて、もうちょっと深めて質問したいと思ひます。</p>
溝口委員	<p>まず、10ページ、野尻区長の選任までいよいよ時間がなくなってきたわけなんですけれど、現に小林においては野尻町長のほうにもこれは依頼が済んでいる</p>
会長	<p>というようなことだったんですけど、現在の状況はどういうことになっているものか、そしてまた、この10ページの7の1番にありますように、「野尻町区内の組織・団体代表者を招集し」ということに人選についてなっているけど、この</p>
事務局	<p>組織団体等の名前をちょっとわかっていれば教えてください。</p>
大浦委員	<p>それと、財務に関する専決事項のことですけど、これはちょっと幅広く載ってるんですけど、例えば、24ページの中から質問させていただきますと、この規則については都城のやつを参考にしつづつたということとございまして、都城のやつも資料をいただきました。これによると、例えば、24ページの委託料、これですと、例えば、副市長は1,000万未満、区長は1,000万未満、部局長が500万未満、課長が50万未満となっておりますね。例えば、都城の場合は500万から1,000万、1,000万から100万未満という具合にある程度幅がぴしゃっと持たせてあるんですね。これがなぜこういうふうに違うものか</p>
事務局	<p>どうか、そこら辺を説明してください。</p>
大浦委員	<p>それと、もう一点、小林の執行の状況を見ますと、これ資料もいただいたんですけど、これはかなり古いやつをそのまま使っているようなんですけど、財務の専決決裁規則というのを都城では、できているんですけど、これ今小林にあるものかないものか、ない場合は今後どういう具合にするものか、それをお聞きいたします。</p>
会長	<p>3件です。以上です。</p>
事務局	<p>わかりましたか。</p>
大浦委員	<p>じゃ1点目の野尻町区長の選任というところでお答えいたします。</p>
事務局	<p>たしか勉強会のほうでは、今連絡をしておりますという回答を差し上げたと思ひますけども、事務方でこういうふうな依頼をいたしますというような話はして</p>
大浦委員	<p>おります。当然これは公文での決裁ということになりますので、今決裁中とございまして。予定といたしましては、正式には2月になってから文書を野尻町のほうに送付いたしまして、正式に依頼するという状況とございまして。現状はそういう</p>
事務局	<p>こととございまして。</p>
大浦委員	<p>以上です。</p>
事務局	<p>企画財政部会のほうからお答えをいたします。</p>
大浦委員	<p>2点ほどあったと思ひますが、まず委託料を例に出されて都城市の場合が明確</p>

	<p>に金額の幅等が明記されているのに比べて、小林市の場合はちょっと違うというようなご質問でしたが、小林市におきましては、現在、予算執行何等についてそれぞれ費目を金額によって決裁区分を決めております。それが今のような状態で、金額は若干違うんですが、そういった区分があるということで、職員がなじんでるという点もあるわけですが、これは何々未満ということでありまして、そして、その下のほうに、また、例えば、副市長の下に区長、部局長というようなふうに書いてあるわけですが、そのこのところに今度は金額が少なく、部局長のところは委託料は500万円未満ということでありまして、当然区長の場合は1,000万から500万円以上という、表現の仕方は違いますが、あらわしている意味は同じであるということで、小林市はこういう方式をとらせていただいたということでございます。</p>
<p>会長 大浦委員</p>	<p>それから、財務規則の規程はあるのかということですが、もちろん今ございまして、それに従って予算執行等をしてるところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>大浦さん。</p> <p>区長の選任については、2月になってからですか、2月23日は合併なんですよ。22日は選任するということになってますでしょうが、だったですよ。3月ですね。だから、時間的にそれだけで十分間に合いますかどうか、ちょっと私、大丈夫かな、その間において委員会を選任して、それから、全部選考することですから、代表者を招集して、だから、大丈夫かなと思って、含みがあれば別なんですけど、そこ辺はどうかと思ってます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それと、予算の専決事項、これは、私はある程度明確にしとったほうがいいと思うんですよ。特に、部長制がしかれた場合には、部長、課長の責任体制というのを明確にしていかないと、その辺はぴしゃっとやったほうが、決して都城のまねをしようとは思いませんけど、この辺にぴしゃっとしとったほうがいいんじゃないかと思うものですから、その辺は今後の検討課題として十分検討してください。よろしく願いしておきます。</p> <p>区長の選任の件に関しましては間に合うのかというご心配と承知しておりますけども、一応事務方としては正式に依頼するのが2月1日ということで、1カ月間の余裕がございます。それを見越して2月1日に正式に依頼するということを決定した次第でございます。</p>
<p>企画財政部会長(南崎財政課長)</p>	<p>以上です。</p> <p>小林のほうも決裁区分を、金額等のことだろうと思いますが、明確にしたほうがいいんじゃないかというご質問でしたが、都城市を参考にさせていただいたといいますのは、自治区を置いて区長がいるところで部制を引いてるのが県内では都城市だけということで参考にしたわけですが、当然今現行でやってる分と、それから、部制を引いたときのことを参酌して金額等は決めていったわけでございます。</p> <p>それと、あと都城市等の金額の設定が違いますが、表現が違うということで、内容については同じではないかというふうに判断しております。</p>
<p>会長 大浦委員 会長 蔵本委員</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>いいですか、はい。蔵本さん。</p> <p>14ページのいわゆる自治区のあり方についてというのがまとめるに書いてありますけども、確かに一体感の醸成、特に編入合併される野尻の住民の方々がいるんな面で不安、戸惑いを持っておられる、そういう中で自治区を設置することは大変必要なことだし、重要なことだというふうに私自身も思っています。特別職としての区長は、任期は2年というふうに切っておりますけれども、ここにありますように、自治区については一応28年の3月31日までとする、しかし、一定期間過ぎた後、評価をして、そして、野尻の自治区の設置の是</p>

非については再度随時検討をしていく、これは恐らく一体感の醸成がほぼできた、不安解消ができたというような一定の状況が出てきた場合には自治区をなくすということだろうと思うんですけども、どういう形で評価はされるのか、そして、自治区を撤廃すると、これ合併新法に伴う自治区なんですけども、撤廃するという事になると、これが是非についてという言葉であらわしてありますけれども、だれがどういう状況の中で判断をしていくのかということが出てくるといふふうに思います。これは野尻の人たちにとってはかなり大きな問題だといふふうに思いますので、その辺のことについての判断なり、検討なりはどのような方向で考えておられるのかというのが1点です。

2点目は、自治区の中に地域協議会を設置すると、これは須木と全くといっていいほど同じなんです。そして、合併したところではほとんど地域協議会を設置されていますけれども、いろんなところの他の市の状況を聞きますと、地域協議会がきちんと機能しているといいますが、住民の合併後のいろんな形で、それを補完する状況になってるといのはほとんどない、大部分は形だけということとは皆さんご承知のとおりだと思うんですね。せっかくつくるのであれば、協議会が本当に機能するような形ではないといけないといふふうに思うんですけども、須木につくっておりますので、当然野尻もつくるといふことになると、その過程の中でどういう協議があったのか、どこを反省して、どういう工夫を加えて野尻の中での地域協議会をつくらうといふふうに結論はなったのか、そここのところがないと、つくただけという、あるいは陳情的な面が先行するといふようなことも考えられますので、そここのところの議論はどのような形でこういう構成とか、選任要件とか、手続、この辺のことも協議会が成功するかどうか、実質機能するかどうか、住民のためになるかどうかということが非常に大事になってくると思うんですけども、その議論はどのようなふうにしたのか、お伺いします。

会長

ちょっと休憩させてください。ちょっと時間をとります。暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩～午後2時18分再開

会長

再開いたします。

説明してください。

組織機構グループ(上谷総務課長)

ただいまの地域協議会関係ですけども、自治区、あるいは地域協議会と、この部分についてはたしか合併協議会の中で小委員会を設置されて、いろいろと議論されてこういう結果になったことは私も知っているところでございます。

それで、今、蔵本委員のほうからあった問題ですけども、確かにおっしゃるようないろんなことも懸念されます。ですから、自治区なり、協議会というのが今後新たなまちづくりへ発展するような形でならないといけないというのは基本的なことじゃないかといふふうに考えてるところでございます。きょう提案している中の7ページの一番基本的なことになるだろうと思っておりますが、7ページの地域自治区を設置する必要性、目的というところをしっかりと認識して今後取り組む必要があるだろうと考えております。

この中の特につくった趣旨については、野尻町民の方の不安解消ということが大事でありますけども、これからさらに進んで、2番目の小学校区等を単位としたまちづくりへというようなことを意識しながらやっていく必要があるのかなといふふうには感じてるところです。具体的には、この事務の進め方については今後でありますと、総合政策課ですか、そこあたりを窓口として旧須木村、そして、野尻町内に置かれます地域振興課、そのあたりの連携、そして、そこあたりが窓口となって地区住民の方、もちろん地域協議会の方の意見もですけども、さまざまな団体からの意見等を聞く場を設けるなり、あるいはそういう会合等があるところに進んでいったりして、いろいろ意見をお聞きして、これはというよう

<p>会長 蔵本委員</p>	<p>な時期が来たならば、具体的に取り組んでいくことになるんじゃないかなと思うところなんです。答えになるかわかりませんが、今のところなかなか厳しい、具体的な答えは出ませんが、そのようなことでご理解いただきたいと、このように思っております。</p> <p>蔵本さん。</p> <p>やはり合併で1つの大きなキーワードになるのは、地域自治体のあり方、そして、協議会の活動、この2つが1つのキーポイントになるのではないかと、合併が本当によかった、あるいはあまりというような住民の方々の評価が出てくるのはこれによって大きく分かれてくるのではないかなと思いますので、今言ってることなんですけれども、そこに書いてあります、どういう評価をして、どういう状況が出てきたときに地域自治体は、野尻の場合にはなくすのかという、そのところについて基本的な問題ですから、もっと今後詰めて、それぞれ関係機関で議論をしていくことが必要だろうというふうに思うわけですね。</p> <p>逆に、地域自治体なり、協議会なりが、下手をすれば一体感の醸成を逆行するといえますか、悪くするような状況さえも出てこないとも限らないわけですね。須木と野尻にはありますけれども、旧小林市には地域自治体みたいなものはないわけですから、そういう点で住民の方々の不安解消ということからこれをつくっていくには、それなりの活動と目的と意義をきちんとそこに理解を住民の人たち、委員の人たちも含めて合意が必要であるというふうに思いますので、そういう点では人選する場合には6人以内とか3人以内とか、それぞれ決まっています。</p> <p>こういう選任の仕方についても、住民の代表としてどういう形で選任をしたほうがいいのか、合意をとったほうがいいのかという、選任のところからきちんとした1つの方向性を今後出していくことが協議会が本当に機能するかどうかというのにかかっていくんだらうというふうに思いますので、これは要望として、そういうことを十分踏まえながら選任なり、具体的な活動をしていくべきではないかと、ただ、つくればいいという問題ではないというふうに思います。市長が有効にこれを活用しながら、合併の効果を高めていくという目的で協議会なり、自治体をつくるんだらうというふうに思いますので、その点については今後の課題として十分取り組むように要望をしておきます。</p>
<p>会長</p>	<p>福本さん、ちょっと私のほうから今答弁に補足をしたいと思いますので、ちょっと時間をいただきたいと思うんですが、今、蔵本さんはじめ、大浦さんも話があったわけですが、地域の自治体設置に関する協議書、この中の地域自治体の設置期間なんです、これが須木区の場合は合併の期日から10年以内と、つまり平成28年3月19日までということになっております。野尻区の場合は、合併の日から平成28年3月31日までの6年間というふうに決めたわけでありまして。</p> <p>したがって、その期間も違うわけなんですけれども、須木区は合併の日から10年以内、野尻区は6年以内というようなことになっておるんですが、そういう合併の方法が新設合併と編入合併で違ったわけなんですけれども、しかし、将来ずっと一緒にやっていく新しい市でありますので、このまま置いとくわけにはいかないだろうと私も思っております。</p> <p>したがって、今回合併をいたしました後に新しい市長、新しい副市長、そして、須木区長、野尻区長、この4者でもって区間の問題とか、あるいはこれから先のことについて十分協議をするということをして今合併を期に私も委員の中で少しそういう意見を出して、決めるわけじゃありませんけど、そういうふうに新しく2年間は一緒にやっていくわけですから、完全な新しい組織の中でやっていくわけなので、その2年間の中に新しい次のやり方を決めていくということをして今ここでお互いに了解すれば、そういう方向に進められるんじゃないかと、希望として、あるいは要望として蔵本さんがおっしゃいましたけど、私もそう思ってます。どうしても須木区、野尻区という特別な区を6年間、10年間、そこにつく</p>

<p>福本委員</p>	<p>っておくというよりも一体感を早く醸成するというようなことから、両方にいい意見を出してもらって一体感を早くつくり上げるということを考えたほうがいいのかというふうに思います。</p> <p>したがって、新しい市になりましてから、さっき申し上げましたような人選をして、その中で地域協議会の問題でありますとか、あるいは特別区の区長さんの任期でありますとか、そういうものは決めていったらどうかなというふうに私は今そう思っておるんですが、いかがでしょうか、これを今煮詰めていくということになりますと、3月23日までは到底間に合いません。できないですよ。いろいろ協議しながら、各グループ、専門の委員会等でも十分いろいろ話をしながら持ってきたんですが、今のところ今提案を申し上げている、そこまでしか決めることができなかったということでひとつご理解を賜りたいというふうに思っております。私の補足説明といいますが、私の考えを申し上げました。</p> <p>福本さん、どうぞ。</p> <p>野尻の福本ですが、地域自治区審議会については、それは野尻のほうが強く要望して今回設置してもらおうような形になったわけですが、さっき蔵本さんも言われたとおり、過去に合併したところがあるいろいろありますので、そういうところなんかを地域審議会委員になった人たちが十分勉強していただいて、本当意味があるものをつくっていただいて、本当一体化、早く醸成して、本当一つになるように、本当これで町民の不安が解消できればと思いますので、本当意味があるものにしていきたいなと思いますので、そういうところは勉強して設置していきたいなと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>将来そういう方向へ持っていくということをここで申し合わせをして、積極的にそれに組み込んでいくということではいかがでしょうか、ほかにありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ほかにないようでありますので、それでは、報告第65号につきましては、これを承認されたこととして確認をいたします。</p> <p>それでは、ここでしばらく休憩をさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>午後2時29分休憩～午後2時37分再開</p> <p>お席にお着きください。それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>次に、報告第66号公共施設等の名称の取扱いについてを開庁準備グループから説明をしていただきます。開庁準備グループ。</p>
<p>開庁準備グループ(濱田管財課長)</p>	<p>開庁準備グループ、標識看板班の濱田と言います。報告第66号についてご報告をさせていただきます。</p> <p>51ページをお開きください。報告第66号公共施設等の名称の取扱いについて、公共施設等の名称の取扱いについて、別紙のとおり報告するというので、52ページに整備方針、基本方針等を挙げております。座らして説明いたします。</p> <p>まず、公共施設等の名称の変更の基本方針といたしまして、公共施設等の名称変更については、原則として現行の名称を基本に、住民が慣れ親しんでいることを考慮し、混乱等を来さないようわかりやすく整備するものとするということで、方針としてあげました。</p> <p>整備方針として、旧小林市の施設等の名称については、原則として現行の名称とする。</p> <p>2番目に、旧野尻町の施設等の名称については、野尻または野尻町の名称を残し、小林市の名称の形を基本に統一する。その中で、1番目としまして、町立が冠されているものについては、「小林市立」に置きかえる。2番目に、旧町名が冠されていない施設で、新市内に同一または類似する名称の公共施設等がないものについては、原則現行のとおりとする。補助金等を受けて建設した施設等の名称変更については、その交付要綱等に十分注意し取り扱うこととするということで、方針をあげて、53ページから59ページまでにうたって、名称変更の一覧</p>

<p>会長</p> <p>副会長</p>	<p>表を出しております。</p> <p>この中で、53ページが一番下を見ていただくとおわかりになるんですが、まず名称変更区分といたしまして、市町名以外の部分の変更があるものについては丸印をしております。市町名の部分のみの変更となるものについては三角、名称変更がないものについては棒線をその表の一番右端のほうに印をしてあります。私のほうからは丸と三角、名称変更になったものについて読み上げてご報告をさせていただきます。一番左のほうに番号が振っておりますので、その番号を読み上げて報告をいたします。</p> <p>まず、番号の3番、「野尻町役場」を「小林市野尻庁舎」、番号の4番、「野尻町紙屋支所」を「小林市紙屋出張所」、番号11番、「野尻町地域包括支援センター」、これを平仮名で「のじり地域包括支援センター」といたします。17番目、「野尻町社会福祉協議会」を「小林市社会福祉協議会野尻支所」、34番、「野尻町のびのび子育て支援センター」を「小林市立野尻のびのび子育て支援センター」、39番から41番まで、これは市町名の部分のみの変更ということになりますが、「野尻町立紙屋保育園」を「小林市立紙屋保育園」、「野尻町立野尻保育園」を「小林市立野尻保育園」、「野尻町立栗須保育園」を「小林市立栗須保育園」、42番です。「中央児童遊園」を「野尻中央児童遊園」、44番ですか、「大脇児童遊園」を「野尻大脇児童遊園」、「瀬戸ノ口児童遊園」を「野尻瀬戸ノ口児童遊園」、46番、「栗須児童遊園」を「野尻栗須児童遊園」、47番、「大平山児童遊園」を「野尻大平山児童遊園」、続きまして、71番、「野尻町立野尻幼稚園」を「小林市立野尻幼稚園」、83番から85番まで、「野尻町立紙屋小学校」を「小林市立紙屋小学校」、「野尻町立野尻小学校」を「小林市立野尻小学校」、「野尻町立栗須小学校」を「小林市立栗須小学校」に改めます。</p> <p>55ページにまいります。94番、「野尻町立紙屋中学校」を「小林市立紙屋中学校」、「野尻町立野尻中学校」を「小林市立野尻中学校」、97番、「小林市立図書館須木分室」を「小林市立図書館須木分館」、「野尻町図書室」を「小林市立図書館野尻分館」、102番、野尻町にあります「学校給食センター」、これを「野尻学校給食センター」、107番、「中央公民館」を「野尻地区公民館」。</p> <p>56ページにまいりまして、165番、「陰陽石公衆トイレ」を「陰陽石公園」、172番、「須木体育館」を「須木地区体育館」。</p> <p>57ページにまいります。179番、「小林市東方森林体育館」を「小林市東方地区体育館」、182番、「花立原体育館」を「紙屋地区体育館」、「三ヶ野山体育館」を「三ヶ野山地区体育館」、202番、「花立原運動広場」を「紙屋運動広場」、205番、「弓道場」を「野尻町弓道場」、241番、「須木村農業集落排水施設」を「中央地区農業集落排水処理場」、242番、「漆野原地区農業集落排水処理施設」を「漆野原地区農業集落排水処理場」。</p> <p>59ページにまいりまして、306番、「上ノ原団地」を「上ノ原」、307番、「観音丘団地」を「観音丘」。</p> <p>それと大変申し訳ありません。58ページを見ていただくと、261番、これ変更区分に丸印、棒線が引いてあるんですが、261番の「西部地区簡易水道」を「野尻西部地区簡易水道」ということで、これは丸印をしていただければと思います。申し訳ありません。</p> <p>以上であります。</p> <p>はい、ありがとうございました。ただいま66号についての説明をいたしました。何かご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ、町長さん。</p> <p>57ページの183番と201番でございますが、「三ヶ野山体育館」、あるいは「三ヶ野山運動広場」というふうに書いてございますが、これはこのままでいいんですけれども、名称は「ミカノヤマ」と読みますので、そのようお願い</p>
----------------------	--

<p>開庁準備グループ(濱田管財課長) 副会長</p>	<p>をしておきたいと思います。 大変申し訳ありませんでした。 結構、野尻町民でも間違っって言われる方がいらっしゃるんですが、これは正式な名称は「ミカノヤマ」でございますので、お願いをしておきたいと思います。 以上でございます。</p>
<p>開庁準備グループ(濱田管財課長) 会長</p>	<p>大変申し訳ありませんでした。地名がわからないものですから、ほかのこと「花立原」とか「観音丘」は聞いたんですが、この「三ヶ野山」は自信を持って、そのまま話をしたんですが、大変申し訳ありません。 このあたりの言葉で言えば「ミカンヤマ」と言っていたんですからね。 ほかにありませんか。どうぞ、大浦さん。</p>
<p>大浦委員</p>	<p>全体的に見た場合に各課で出てきたものを管財課のほうで調整してやったんじゃないかなと思っているんですけど、例えば、54ページについては野尻町がついたやつ、それから、一方においては野尻のほうが抜けたやつ等が56ページのどこですか、あるんですよね。そのあたりが課の調整、ちょっと何かばらばらだなというような気がしてならないんですよね。 だから、その辺はどういう具合にして整合されたのか、これはいったんつけたら、恐らくこれは議会に出て、それは協議会の答申となるでしょう。そのまま通ってしまうから、一応このままやった場合は半永久的に地区の名前が通って、なかなか途中で変更するということはないだろうと思っているんですけど、そこあたり見た場合に、私も何件かずっと見た場合に、果たしてこれでいいものかどうか、もうちょっと検討すべき項目が、もうちょっと一件一件やるべきじゃないかと思っているんですけど、そこ辺はどうだったんでしょうか、各分科会とか、委員会の中においてですよ。</p>
<p>会長 開庁準備グループ(濱田管財課長)</p>	<p>何かありますか。 52ページに基本方針と整備方針をうたっております。 まず、大きな2番目の(1)と(2)、この中を基本方針として、一応小林の表記に従いましてある程度変えていったというところがあります。ですから、54ページ、今議員がおっしゃったように、児童遊園についてはすべて野尻という冠が前にうたっております。それは小林のほうで全部小林がついているというような形の中でさせていただいたところなんですが、議員が今整合性がないということでおっしゃいました。確かに、例えば、57ページの中に小林市の体育館についてはすべて小林市がついているんですが、野尻の紙屋地区体育館と三ヶ野山地区体育館については、本来なら野尻が入ったほうがいいのかないかなという考えもあるわけでありまして、以前須木と小林が合併したときに須木体育館を小林市須木地区体育館ということじゃなくて、そのまま今回も須木地区体育館ということで、以前は須木体育館ということで、小林をつけてなかったんですが、これも小林を今回、以前合併のときに小林がついてなかったということもありまして、三ヶ野山と紙屋についても類似する施設がないということもありましたので、できるだけ住民が慣れ親しんでいることを考慮し、混乱等を来さないということもありましたので、ここの部分についてはそのままさせていただいたということもあります。確かに議員おっしゃるような整合性がどうかと言われるれば、うんというところもあるわけでありまして。 答えになってないかもしれませんが、以上であります。</p>
<p>会長 大浦委員</p>	<p>いかがですか。はい。 例えば、今回大字を外したわけなんですよ。4月1日から「小林市大字細野」が「小林市細野」という具合になって、それはなぜかと、私なんかもちっとわからなくて聞いてみたら、簡略化したほうがいいんじゃないかというようなことだったんですよ。例えば、体育館等についても、地区体育館というのが全部、ほとんど今度はまたそれに追加するような形になっているんですよ。それと、簡易水道の関係においても、例えば、細野簡易水道はそのままになってい</p>

<p>開庁準備グループ(濱田管財課長)</p>	<p>て、ほかのところは、また地区というのが入っているというようなことなんですよね。</p> <p>だから、そこ辺から考えても、全体的に何を考えているのかというと、ちょっとそこ辺が不思議で、ちょっとおかしいんじゃないかなというようなことで思っているんですけど、だから、例えば、体育館なんかにおいても、別に地区を入れなくても、私は小林市三松体育館、それでもいいんじゃないかなというような気がしないでもないんですけど、その地区の住民のものであるんだという具合な解釈すれば、それかもわかりませんですけど、例えば、三ヶ野山体育館、花立原体育館は、そこにまたわざわざ地区を入れているというようなことで、それこそ慣れ親しんだのが、また地区を入れているのがかえってそこには矛盾点が出てくるんじゃないかなというようなことを思っているんですけど、そこ辺はどのように、だから、管財課のほうでもそこ辺ちょっと討議されなかったものかどうか、ちょっと教えてください。</p>
<p>会長</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>整備方針の中で、1番目に、旧小林市の施設等の名称については、原則として現行の名称とするということがうたってありましたので、今回小林市の名称についてはほとんど変えてないということであります。</p> <p>それと、野尻町については、先ほど申し上げましたように小林市の施設の表記に従いましてある程度それにのっとって名称を変更していったという部分がありますので、そういう状況でこういう形になってきてるんじゃないかと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>いかがですか、ほかにありませんか。1つ、建てるときに起債とか補助とかをもらってつくったもので、そのときに使った名称は、そのまんま使わないと具合が悪いようなところもあります、中には。</p> <p>しかし、今ほとんど償還が済んで、名称を変えてもいいんじゃないかというようなことがあったものもあるわけです。例えば、179番ですか、「東方森林体育館」と、これはたしか起債が補助ももらってつくったんですね、森林の。それが大方済んでるので、今度は「東方地区体育館」に名称を変えました。ここはね。ですから、そういうような何か特別に名称を変えると具合の悪いというところも中にはあるようでした。</p> <p>しかし、できるだけみんなにわかりやすいものにしようというふうに考えてやってくれたようですので、いろいろご議論もあられしょうけども、これでお認めいただくと大変ありがたいというふうに思いますが、いかがですか、ほかにありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい。それでは、お諮りいたしますが、報告第66号の公共施設等の名称の取扱いについては、報告のとおり承認するにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>はい。それでは、66号につきましては、報告のとおり承認されました。</p> <p>次に、報告第67号でありますけれども、小林市・野尻町合併協議会の廃止についてを提案いたしますので、事務局より説明をしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料ページの60ページをお開きください。報告第67号小林市・野尻町合併協議会の廃止について、小林市・野尻町合併協議会の廃止について、下記のとおり報告する。</p> <p>記。平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴い、平成22年3月22日をもって、小林市・野尻町合併協議会を廃止する。</p> <p>資料ページの61ページ、62ページが参考資料となっておりますが、61ページのなぜこれをやらなくちゃいけないかということでございますが、地方自治法の「協議会の設置」というところで規定されておりますように、協議会</p>

<p>会長</p>	<p>の廃止についても同じような手続をとらなければならないということで、これは実際に即して流れを書いたものが61ページの黒丸以降でございます。</p> <p>合併協議会廃止までの手続き（予定）といたしまして、1番として、合併協議会の廃止及び期日の確認、これが本日の合併協議会でご承認いただきたいこととございます。そして、2番目といたしまして、合併協議会廃止に関する議案の上程・可決、これは両市町の3月議会の予定でございます。そして、3番目といたしまして、合併協議会廃止に関する協議及び告示、これも両市町でございます。そして、4番目に、県知事への合併協議会廃止に関する届け出、これも両市町から行います。そして、5番目といたしまして、合併協議会の廃止、平成22年3月22日という流れでございます。</p> <p>そして、資料ページの62ページでございますけども、これが小林市・野尻町合併協議会の廃止に関する協議書（案）という形で提示してございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。説明はお聞きのとおりですが、何かご意見、ご質問ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご意見、ご質問もないようでありますので、それでは、報告第67号につきましては、これを報告のとおり承認するにご異議ありませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。報告第67号については、報告のとおり承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>では次に、報告第68号平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算等の取扱いについて議題に供しますが、事務局より説明を願います。</p> <p>資料ページの63ページをお開きください。報告第68号平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算等の取扱いについて、平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算等の取扱いについて、別紙のとおり報告する。別紙というのが資料ページの64ページから65ページにわたってございますけども、まず64ページが取扱いについての概要でございます。読み上げます。</p> <p>平成21年度小林市・野尻町合併協議会の決算等の取扱いについて、小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）は、両市町議会の議決を経て、平成22年3月22日をもって廃止するため、平成21年度協議会歳入歳出決算等については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>協議会の収支は、協議会規約第18条の規定に基づき、協議会を廃止した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>決算の報告については、会長であった者が、協議会財務規程第10条の規定に基づき決算を調製し、監査委員であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者及び小林市長に送付することにより、決算認定に代えるものとする。</p> <p>協議会に属する財産及び事務については、協議会規約第18条第2項の規定に基づき、両市町の長の協議により、すべて小林市に引き継ぐものとする。</p> <p>その他、協議会の決算等の取扱いに関し必要な事項は、両市町が協議して定めるものとする。</p> <p>64ページが概要でございます、その次の65ページ、参考資料といたしておりますけども、これが今の概要に出てきております規約、規程の抜粋でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。68号についての説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。はい、どうぞ。大浦さん。</p>
<p>大浦委員</p>	<p>小林の勉強会においても市長のほうから説明がありましたんですけど、64ページの1、協議会を廃止した日の属する翌々月までですから、ちょうどそのときは市長は在職していらっしゃらないわけなんですけど、現市長がやるとい</p>

<p>会長</p> <p>事務局長</p>	<p>う具合にして解釈していいんでしょうか、現会長がやるということですね。</p> <p>確かに大浦さんのおっしゃるとおりなんです、私は市長職ではありませんので、これどうするんだと、充て職でやるのかと私も事務局に聞いたんですが、あった者というふうになってるから、私がやるんじゃないかということ事務局では申します。</p> <p>したがいまして、決算だけは私の責任においてやらせていただくということになるのかなというふうに思っておるところであります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>当然協議会が廃止されておりますので、会長職も監査委員もその時点では存在しないわけでございます。ですから、規程のほうで、会長、監査委員であった者ということで規定しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>いかがですか、ほかにありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>私も充て職で、新しい市長さんがおやりになったほうがいいと思ったんですが、一番知ってるのは私知ってるということでありましようから、私でやらせていただくということで、ひとつご理解を賜りたいと思います。ほかになければお諮りいたしますが、報告第68号につきましては、これを報告のとおり承認するにご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、報告第68号につきましては、報告のとおり承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、確認事項について、事務局から説明をしてください。</p> <p>資料ページの66ページをお開きください。協議会もあと残すところ1回となりました。第10回の最終でございますが、合併協議会の開催を平成22年2月25日の木曜日、午後1時30分から野尻町農村環境改善センターホールで開催いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それと、これは記載はされておりませんが、開庁準備プロジェクト式典企画班のほうで合併日、3月の23日の午後1時30分から小林市文化会館の大ホールにおきまして合併記念式典を行います。その席上、市長感謝状贈呈ということで、合併協議会委員の方であられた方、それと野尻町副町長への感謝状の贈呈を予定しております。</p> <p>そして、合併協議会の委員の方は大変もうございますので、申し訳ございませんけれども、小林市が種子田與市委員、野尻町のほうが見越南州男委員のほうに代表して受け取っていただきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>確認はお聞きのとおりですが、何かお聞きになりたいことはありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>ないようでありますので、それでは、確認事項はそれで了解していただきます。</p> <p>以上で私のほうの責めを終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。あとは事務局からお願いをします。</p> <p>それでは、堀会長、どうもありがとうございました。委員の皆さん、長時間にわたり本当にお疲れさまでした。</p> <p>以上をもちまして、第9回協議会のすべてを終了いたします。お帰りの際は、交通事故等にご気を付けてお帰りください。</p> <p>なお、お帰りの際は、皆さんに名札が配られているかと思いますが、事務局の方でお預かりしたいと思っておりますので、その場に置いてお帰りいただきたいと思っております。</p> <p>また、傍聴の皆様は出入り口付近に傍聴証の回収箱をご用意しておりますの</p>

	<p>で、そちらに傍聴証をご返却くださいますようお願いいたします。 それでは、本日は皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。 午後 3 時 07 分閉会</p>
--	--